

資料2 八尾市空家等対策計画について

事務局では、第2回空家等対策協議会でご説明いたしました現状・実績からの課題、協議会での意見を踏まえ、空家等対策を実施することで実現する本市のめざす姿、めざすべき状態について、新たに提案させていただきます。さらに、施策ごとの具体的な取り組み項目、目標値につきましては、今回初めてご提案するものです。

回答書について

ご意見等については、別紙「回答書」に記載してください。

ご意見等がない場合は、「口無」にチェックしてください。

議題1 「めざす姿」について

資料2 A. めざす姿について

資料3 めざす姿の主旨

参考資料 空家等対策の基本理念と基本方針について

めざす姿とは、空家等対策計画の推進により実現をめざす本市の姿を表したものです。昨今の空家等が問題となる環境の中で本市のめざす姿を示し、空家等に関わるすべての人々と共に空家等対策を進めていくものです。また、空家等対策計画におけるめざす姿は、空家等対策計画の推進を通じて得られる、将来のまちづくりに寄与するものと考えております。

つきましては、以下の設問にご意見をお願いいたします。

- 1-1 めざす姿について、理念や概念として最もふさわしいと思われるものを①から④のいずれか1つを選択いただきますようお願いいたします。
- 1-2 1-1 で選択しためざす姿について、より市民にわかりやすい表現とするにあたり、見直し、記載した方が良い語句がございましたら、別紙回答書に記載してください。
- 1-3 めざす姿として①から④以外に、新たにご提案いただける内容がございましたら、別紙回答書に記載してください。

議題2 「めざすべき状態」について

資料2 B. めざすべき状態について

参考資料 空家等対策の基本理念と基本方針について

第2回空家等対策協議会でお示ししておりましためざすべき状態につきましては、「予防・管理」「利活用」「解消」の3つの施策ごとに新たに提案いたします。

また、空家等対策においては、「予防・管理」「利活用」「解消」の3つの施策ごとを効果・効率的に取り組むことが重要であり、イメージ図にも示しておりますとおり、協定締結団体様、関係課など様々な方々との連携しながら進めてまいりたいと考えております。

つきましては、めざすべき状態について、ご意見等がありましたら、別紙回答書に記載してください。

議題3 具体的な取組みについて

資料2 C. 具体的な取組みについて

参考資料 空家等対策の基本理念と基本方針について

具体的な取組みにつきましては、「予防・管理」「利活用」「解消」の3つの施策ごとに具体的な取組み項目をまとめております。具体的な取組み項目について、見直しや追加項目等がございましたら、施策ごとに別紙回答書に記載してください。

各項目が確定後、項目についての内容を記載し、次回の協議会でお示しいたします。

記載した内容につきましては、計画期間内において、研究・検討・実施をめざします。

議題4 目標値について

資料2 D. 目標値について

「予防・管理」「利活用」「解消」の3つの施策ごとの成果を計る手段として、目標値を設定いたします。目標とすべき内容を施策ごとに提案をいたしますので、ご意見等がありましたら、別紙回答書に記載してください。

なお目標の具体的な数値については、今後お示しいたします。

① 予防・管理

・空家数

空家等にさせない予防として、実態調査における空家数を目標値とします。

次期計画改定時における実態調査の結果を比較するものとします。

・適切に管理されている空家数の占める割合

管理不良な状態にならない適切な管理をめざすことから、「実態調査の空家数に対する適切に管理されている空家数の占める割合」（以下、割合）を目標値とします。

次期計画改定時における実態調査の結果から割合を比較するものとします。

② 利活用

・中古住宅取得等に関する補助金の交付件数

空家等の市場流通及び利活用に伴う移住・定住を促進することから、中古住宅に関する補助金を創設し交付件数を目標値とします。

・中古住宅の取得割合

空家等の市場流通を促進することから、中古住宅の取得割合を目標値とします。

令和5年度における住宅土地統計調査の結果と次期調査時における住宅土地統計調査の結果を比較するものとします。

③ 解消

- 苦情等における空家等の解消是正率

安全・安心なまちづくりをめざすことから、空家等に対する市民の不安や相談等の原因となる空家等の解消是正率を目標値とします。

- 空家数

管理不良状態になった空家等の解消をめざすことから、令和5年度に実施した実態調査の結果における空家等の解消率を目標値とします。

次期計画改定時に解消されている割合を比較するものとします。

その他

C.具体的な取組みについては、施策ごとの具体的な取組み項目の確定後、「現計画から引き続き取り組む項目（継続）」「今回の計画から新たに取り組む項目（新規）」「重点的に取り組むべき項目（重点）」等を行政素案としてお示しいたします。